

広報

特集
P2施政方針から
夢を語り、挑む都市づくり特集
P6教育方針から
地域とともに子どもたちを育む教育を目指して特集
P85歳から11歳のお子さまと保護者の皆さんへ
小児への新型コロナワクチン接種のご案内笑顔の花咲く
桜満開

表紙 3月で卒業を迎えた久居中学校3年生が、中学校生活を過ごした仲間とともに大きな桜を描きました(2月22日)

広告掲載欄



津駅から徒歩4分

初回無料法律相談実施中！

相続 遺言 交通事故 借金問題 離婚 労働 企業法務

お電話、オンライン、面談での法律相談が可能です。



詳しくはwebで！

愛知総合 津

検索

愛知総合法律事務所 津事務所

〒514-0004 三重県津市栄町3丁目141番地1 モアビル2階

☎ 059-273-5301

三重弁護士会所属

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。

広報津

No 388

4/1

令和4年(2022年)

夢を語り、挑む都市づくり

～対コロナ戦略、インフラ整備推進戦略、未来の都市づくり戦略～

3月3日、令和4年第1回津市議会定例会の開催に当たり、前葉泰幸市長が施政方針を述べました。今号では、その主な内容を掲載します。なお、施政方針の全文については、津市ホームページでご覧いただけます。

津市 施政方針



感染対策に万全を期すると同時に 将来に向けた都市づくりを進める

新型コロナウイルス感染症が世界を揺るがし始めてからはや2年が経過しました。感染拡大によって社会や生活様式が変わっただけではなく、**私たちの価値観や心の在り方、生き方**も大きな影響を受けています。コロナ禍前では当たり前であったことが当たり前ではなくなり、想像もしなかったことが当たり前になりました。**サプライチェーンの脆弱性**や**ICT活用の未熟さ**など、隠れていた課題が顕在化し、これらの再構築を余儀なくされました。当初抱いていた「ワクチンができればコロナ禍前の暮らしに戻る」という思考は改めざるを得なくなり、新型コロナが変えた**新しい社会や生活様式**に対応するニュースタンダードが未来に向け確立しつつあります。**リモートワークやオンライン会議**など働き方にも新しいスタイルが生まれ、今や日常となるなど、**社会の大変革**を迎えています。



施政方針を述べる前葉泰幸市長

感染動向の先行きは不透明です。コロナ対策は引き続き最優先の課題ですが、**未来の都市づくりのビジョンを描く**ことを先送りしてはなりません。目の

前の**感染対策に万全を期すると同時に将来に向けた都市づくりを前に進めていく**、これは行政の当然の使命であり、責務でもあります。

都市づくりに向けて大切なことは、**夢を言葉にすること**です。

困難なプロジェクトを「夢」で終わらせないためには、**事業化への意欲を力強く表明し、行動に移す**必要があります。これまでも実現への道筋が見えない段階から、掛け声倒れとの批判も甘んじて受ける覚悟であらゆる場面で事業の必要性を訴えてまいりました。声を上げることでプロジェクトへの関心が高まり、問題解決に向けた知見が集まり、行政内部からも障害を乗り越える方策が生み出され、道が開かれます。

「夢を語り、挑む都市づくり」、これを令和4年度の津市政のテーマに掲げ、全力を尽くします。

具体的な取り組みとして 3つの戦略を展開

戦略1 対コロナ戦略

新型コロナウイルスワクチン接種事業

昨年、医師会をはじめとする医療関係者との綿密な協議や集団接種における委託業者との連携、国や三重県とのワクチン供給に係る折衝を行う中で、津市は企画、調整、管理を総合的に担い、最前線に求められる「現場力」を発揮し、医療関係者等との信頼関係を構築しました。3回目接種については、当初より、**個別接種と集団接種を合わせて週2万回の接種体制**を準備することができました。2回目接種から8カ月後であった接種間隔の**6カ月への前倒し**

要請についても早期の接種が可能となるよう鋭意努力を重ねています。



集団接種会場での3回目接種の様子

市民生活を守り、 地域経済を支え続けるコロナ支援策

これまで津市に交付された国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金42億円を活用し、**水道料金の基本料金の通算6カ月の無料化**、観光、イベント、飲食、宿泊、旅行業等の**事業者への支援金**の給付、小中学校や幼稚園等が臨時休業などになった場合の**家計特別支援金の交付**など、きめ細かな支援を実施してまいりました。昨年末に新たに追加配分された10億円余りの交付金を活用し、「市民が必要とする対策や支援に対し**タイムリー**に対応する」「その時々状況に応じて支援を**積み重ねて**対応する」「新型コロナウイルスありきの社会における**将来を見据えた**環境整備に対応する」という3つの大きな考えの下、きめ細かな支援を積極的に展開してまいります。

＜タイムリーに対応する＞

- 学校等における感染拡大のため**登校・登園できなくなった子ども**がいる家庭の負担軽減を図る特別支援金の交付
- **プレミアム付デジタル商品券**の販売



デジタル商品券の使用イメージ

＜状況に応じて積み重ねて対応する＞

- 医療関係機関への**医療提供体制**を維持するための支援
- **地域公共交通**の経営継続のための支援
- 感染防止策やデジタル社会への対応に工夫して取り組んでいる**事業者**への支援

＜将来を見据えた環境整備に対応する＞

- **空調設備改修(35施設369基)・トイレ洋式化(27施設72基)**

戦略2 インフラ整備推進戦略

市民生活や地域経済を支える基盤整備に向けた5つのインフラ整備

- **津興橋**の架け替え整備(旧橋の橋脚を撤去、新橋の橋脚設置工事に着手)



旧橋の橋脚の撤去が進む津興橋

- **大谷踏切**の拡幅工事(近鉄の交差部分に着手)
- **香良洲高台防災公園**の整備(一時的に避難場所として利用できる施設とそれに併設する備蓄倉庫の建築工事に着手)



香良洲高台防災公園の完成イメージ

- **雨水幹線の築造**(県内で初めて国の個別補助事業「大規模雨水処理施設整備事業」に採択された**半田川田排水区**と**藤方第二排水区**の整備計画の大幅な前倒し)
- **中勢グリーンパーク**の整備(「Park-PFI(公募設置管理制度)」を活用し、令和5年4月のオープンに向けカフェレストランや自動販売機、休憩所、日除けスペース、芝そりゲレンデなどを整備)



中勢グリーンパーク
Park-PFI事業の完成イメージ

将来のインフラ整備に向けて描く 5つの「都市の未来図」

◆大門・丸之内地区

4月下旬オープン予定の「ホテル津センターパレス」により、新たな価値が加わることでこの地区の姿が大きく変わろうとしています。既に国の「**官民連携まちなか再生推進事業**」を活用した基礎調査に着手しました。この地区の将来像を描くため都市計画の観点から調査分析し、地権者や商店主、企業、まちづくり会社、商工会議所などの民間と行政が連携して「**エリアプラットフォーム**」を創設することでまちづくりを進めようとするものです。ゴールは、まちの未来の姿を描き、目指す土地利用の方向性を**次期都市マスタープランに反映**させることです。必要とあらば都市計画を変えていくことも視野に入れ、思い切った**未来ビジョン**を策定します。



現在の大門・丸之内地区の様子

◆津駅周辺

津駅東口のビルや駅前広場の姿が現在の形になって50年が経過しようとする中、駅周辺の道路空間の利用状況が変化してきています。令和2年5月に道路法が改正され、**駅ロータリーのバス・タクシー乗り場の整備**や**歩行者空間等の拡張**など、未来を見据えた再編事業に取り掛かるチャンスが訪れました。令和2年7月に県・市の「津駅周辺道路空間検討会」での議論が始まり、令和3年度からは国・県・市の「検討委員会」に発展し、検討が進んでいます。



現在の津駅東口の様子

国・県の津駅東口における事業の地元調整への協力にとどまらず、**津駅西口**の再整備に向けた**津市独自の調査**も同時に進めることとしました。**利用者の**

増加による混雑の緩和や**通行車両の安全確保**を図ります。

津駅が県都の玄関口にふさわしい姿になるよう国や県との連携を深めてまいります。

◆志登茂川河口架橋

河芸町島崎町線は、伊勢湾岸を南北に貫く道路として、平成23年度に事業化された津松阪港海岸栗真町屋工区の堤防整備と一体施工する三重大学東側から建設が始まりました。志登茂川河口付近から南に向けて橋が架かり、江戸橋三丁目と島崎町が直接つながらなければ、**国道23号の渋滞解消**には至らないと、「**第3の江戸橋**」の実現を一貫して県に要望してきました。平成29年からは津市が河芸の漁港から上野地区海岸の市道を建設して北進のスピードアップを図り、**志登茂川河口架橋**の着工を粘り強く求めました。ついに今年度、県において**橋梁区間を含む道路予備設計、路線測量、地質調査**の予算が措置され、架橋の構想図が設計図面へと変わる局面を迎えました。県事業への負担金の予算措置を講じるとともに、津市の職員を県の津建設事務所に派遣するなど事業推進を図ってまいります。



現在の志登茂川河口付近の様子

◆中勢バイパスの全線4車線化

交通安全対策事業として**南河路**交差点の直線レーンの設置に加え、**久居相川、半田東、久居野村**の各交差点を中心とした区間に続き、令和2年度から**長岡宮ノ前**交差点の部分4車線化の工事が進んでいましたが、次に事業着手された**大里窪田町出口交差点の立体化**は、初めて交通安全対策事業ではなく**道路改築事業**としての予算で進められることとなりました。



長岡宮ノ前交差点付近の工事の様子

暫定2車線全線開通に先立ち道路改築事業の予算が充てられたことは、道路改築事業として行われる**全線4車線化**に向けて大きな第一歩が示されたことを意味するものです。全線4車線化の早期実現に向けた事業推進を国に働き掛けてまいります。

◆一級河川雲出川の整備

平成27年度より**下流部**の堤防強化や河道掘削が開始されましたが、**国土強靱化予算**が活用されたことで、当初10年程度を要すると見込んでいたものが7年ほどで完了する目処が立ちました。着手が早まった**中流部**の整備は、洪水調整機能の確保に向け、平時は田畑等として活用し、洪水時のみ人工的に水を貯める**計画遊水地**の整備など、流域全体で被害を軽減させる治水対策を進めていくという壮大な事業を含みます。地域の皆さまの財産に関わることから、津市も国と共に丁寧にご説明申し上げ、**流域治水による防災・減災対策の推進**についてご理解いただけるよう努めてまいります。



戦略3 未来の都市づくり戦略

◆リニア中央新幹線

リニア中央新幹線は、三重県内においては亀山市域を三重県駅位置候補とすることが決定しました。これは津市においても**リニア駅への交通アクセス**を含め、都市づくりに大きく関係するものです。市民生活や地域経済にもたらすリニア駅の影響を調査し、津市としてそれをどのように受け止め、どのように展開するのかを検討するための調査を開始します。

◆自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)

行政手続きをワンストップで完了できるマイナポータル(政府の運営サイト)と連携したオンライン化の取り組み、行政内部の効率化を図る**AI-OCR**(AI技術により高精度な文字認識が可能な機能)や**RPA**(人が行うパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの)の連携による業務の一部代替などの津市における利用可能性の検証を行い、可能なものについては順次導入してまいります。

◆地域脱炭素の実現

市域における**2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)**の実現を目指し、市民や事業者と連携して環境に配慮した賢い選択と行動を最優先に考える価値観を広げていく取り組みを進めます。国全体が挑む技術革新を注視しつつ、地球温暖化対策への取り組みを地域課題の解決の機会とも捉え、津市が持つ地域のポテンシャルを生かした**持続的都市の発展**や**公共サービスの在り方**について研究し、地域の未来に責任を果たすべく、地域脱炭素の実現に向けて取り組んでまいります。

公正公平な市政の確保に向けて

津市公正公平な市政の確保に関する条例の第10条にある「**透明性と自浄機能を維持する**」組織を築いてまいります。既に実施した**建築施設等の少額修繕の見直し**、**工事業者の地元調整のルール化**に続き、**適正な事務執行体制を強化**する財産活用・建築修繕支援担当と補助金審査担当を設置するとともに、人権担当理事と地域調整室を廃止し、人権施策は市民部長が、地域との連携は新たに設置する交流連携担当理事が統括する**市民部の組織改編**を実行します。

要望や不当要求に発展する恐れのある事案については、初期の段階から市長・副市長を含め、幹部職員や担当職員が組織として情報を共有し対応する。実効性のある研修等を行い職員の対応能力、資質向上を図ることで、職員が自らを律し、一人一人が誰から見ても**毅然とした態度で公正公平に職務を遂行**する。そして、組織として一体となり、**揺るがぬ姿勢を堅持**する。それが自ら浄める力のある組織です。一人一人が緊張感とともに自信を持って明確に判断しながら、一体となって自分たち自身が安心して働くことのできる組織を作り上げ、**市民の皆さまから信頼される組織**に生まれ変わるという決意を新たに改革を進めてまいります。

常にまちの未来はどうあるべきか意識し 実現に向け知恵を絞り、行動を起こす

令和4年度においても、津市政がコロナ対策に万全を期することは当然のことです。同時に、感染症を契機として**社会が大きな変革を遂げようとしている**中、このまちで暮らす市民がこれからも豊かで快適な生活を営むことができるよう、**将来を見据えた施策を実行に移すとき**でもあります。

目まぐるしく変化する社会情勢の下、常にまちの未来はどうあるべきか意識し、選び抜いた施策の実現に向け知恵を絞り、行動を起こしてまいります。

教育方針から

地域とともに子どもたちを 育む教育を目指して

コロナ禍が続く中、感染防止対策に継続して取り組みながら、これまでのさまざまな気付きを生かし、教育大綱や教育振興ビジョン、総合教育会議における議論等を踏まえて、柔軟かつ着実に教育施策の取り組みを進めます。また、学校と地域の人々が目標を共有し、連携・協働しながら一体となって学校運営を進めていける仕組みづくりの推進に向けて、教育委員会はその役割をしっかりと果たしていきます。

津市 教育方針



教育方針を述べる森昌彦教育長

学校教育の充実

津市GIGAスクール構想の実現

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、教員がさまざまな場面を通じて、子どもたちの状況を総合的に把握しながら指導を行うことで、子どもたちを育んできた従来の教育を大切にしつつ、協働的な学びや、津市GIGAスクール構想の実現による個別最適な学びに向けた取り組みなどを推進します。



- 津市GIGAスクール構想では、教員の資質向上のための研修会の実施や、タブレット端末等のトラブルへの対応を行うICTサポーターの設置などの環境整備を進めながら、タブレット端末による効果的な学習の実現を目指します。
- モデル校において、学校と家庭が連動しつつ、子どもたちの実情に応じた学びを目指した授業改善に取り組み、その成果を市内全体に広げます。

小学校の水泳指導業務委託

- 老朽化により、学校プールの使用が困難な小学校について、民間プールを活用した水泳指導の民間

委託を実施します。

特別支援教育の充実

- 「津市版特別支援教育ハンドブック」を活用し、学校サポーターおよび特別支援教育支援員等の活用や医療関係機関等との連携により、適切な支援につなげます。
- 特別支援教育の中心を担う人材育成のため、連続した講座を実施し、教員の資質向上を図るなど、きめ細やかな対応に努めます。
- 通級指導教室や幼児ことばの教室における指導や支援においても、タブレット端末を効果的に活用するなど、取り組みの一層の充実を図ります。

外国につながる子どもへの教育・人権教育の推進

- 初期日本語教室「きずな」と「移動きずな」の更なる充実を図るとともに、初期日本語学習を終えた子どもたちが、日本語での一斉授業において効果的に学べるよう取り組みを進めます。
- 就学前の外国につながる幼児に対して、就学前日本語教室「つむぎ」の充実・拡大を図ります。
- 子どもたち一人一人の人権意識を高め、外国につながる子どもたちを含めた、全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくりを進めます。

いじめ・不登校への対応

- 児童相談所等と連携して事例検討会を開催するなど、課題の改善に向けた取り組みを進めるとともに、スクールカウンセラー等、多様な専門的職種とネットワークを構築し、チームで対応します。

教員が子どもたちと向き合う時間の確保

- 教員支援員を、引き続き効果的に配置できるよう取り組むとともに、スクール・サポート・スタッフの継続した配置を県へ要望します。
- 「津市立中学校部活動指針」の遵守を学校へ働き掛けるとともに、部活動指導員の継続した配置を県へ要望します。

少人数学級編制に向けての取り組み

- 国へ中学校の学級編制基準引き下げを要望します。
- 県へ少人数教育推進事業の更なる充実や柔軟な対応を要望します。

学校運営協議会の活用・小中一貫教育の推進

- 全校に設置している学校運営協議会について、津市が目指すコミュニティ・スクールへの理解と協力が得られるよう取り組みます。
- 学校運営協議会を効果的に活用し、コミュニティ・スクールとして地域とともに学校づくりを進め、学校と地域が連携・協働しながら子どもたちを育んでいく体制を構築します。
- 9年間を見通した系統のかつ連続的な小中一貫教育を引き続き推進します。

学校施設の長寿命化・感染症対策

- 長寿命化改修事業については、上野小学校・西橋内中学校・橋南中学校の工事を実施するとともに、東橋内中学校の設計に着手します。
- 河芸こども園整備に伴い閉園した旧豊津幼稚園園舎の解体工事を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、小・中学校職員室等のエアコン整備、校舎のトイレ洋式化を進めます。

幼児教育の継承・発展

- 幼稚園教育要領に示された幼児期の資質・能力が育まれるよう、小学校教育課程と連携した新しい5歳児カリキュラムの作成に取り組みます。



- 津市全体の幼児教育をより充実させるため、公私立幼稚園で連携を図るとともに、幼児教育と小学校教育の相互理解・協力体制を深めるための研修会を実施し、幼小接続に向けた取り組みを進めます。
- 幼稚園に整備したインターネット環境を活用し、教員の専門性を高める研修の実施、保護者向けの家庭教育支援に係るコンテンツの整備を進めます。

児童の放課後等の安全安心な居場所づくり

- 南が丘地区放課後児童クラブの4つ目の施設を南が丘小学校グラウンド内に整備します。さらに、一志放課後児童クラブの施設整備のため実施設計を行います。

- 放課後子供教室を実施している旧草生幼稚園施設を活用し、放課後児童クラブを設置します。
- 放課後児童クラブの運営に関し、新型コロナウイルス感染症対策や支援員確保のための支援を引き続き行うとともに、運営費補助金を増額するなど、クラブの充実に向けた取り組みを進めます。
- 令和3年度末で閉園した旧高野尾幼稚園の遊戯室等を活用し、放課後子供教室を設置します。

公民館講座の充実・公民館活動の推進

- インターネット環境を活用した公民館活動を充実させるとともに、「人と人をつなぐ機能」を発揮し、地域課題の解決に向けた自主的な活動の拠点となるよう、地域特性を生かした魅力ある公民館運営を進めます。
- 河芸公民館大ホールの天井改修工事や、舞台音響機器の更新を行い、地域ホール機能を高めます。



河芸公民館

- 新型コロナウイルス感染症対策として、敬和公民館と豊里公民館のトイレ洋式化を進めます。

読書活動の推進・図書館の利用促進

- さまざまな世代へ読書の大切さを伝えるとともに、学校との連携により子どもたちに興味や関心を持ってもらえるような資料の提供やイベントの実施を通じて、読書活動を推進します。
- レファレンスサービスの強化のため、利用者が求める最新の資料の充実や職員の能力向上に取り組みます。
- 久居ふるさと文学館について、利用者用駐車場の整備工事を行うとともに、隣接する久居アルスプラザと連携するなど、機能向上に努めます。

歴史的資源の保存・活用

- 市内に残るさまざまな歴史的資源の保存と活用を図るため、指定文化財や登録文化財としての保護を進め、修理や伝統文化の継承への支援を行います。
- 美杉地域の多気北畠氏遺跡について、これまで実施してきた金国寺跡の発掘調査を報告書として取りまとめ、その成果を広く公開します。
- 資料館等で文化財や収蔵資料の展示公開を行い、市民が歴史と文化に触れる機会の拡充に向けた取り組みを進めます。

5歳から11歳のお子さまと保護者の皆さんへ

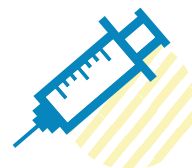
小児への新型コロナワクチン接種のご案内

問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ☎229-3353 FAX229-3346

国内の新型コロナウイルス感染者全体に占める子どもの割合は増えています。5歳から11歳の小児も、新型コロナワクチンを受けられるようになりましたので、その概要などをお知らせします。

ワクチンの概要

ワクチン接種は強制ではありません。保護者の皆さんは予防接種の効果と副反応のリスクを踏まえ、ワクチンのことをよく理解し、以下のことを確認した上で接種を受けるか、お子さまと一緒にご検討ください。



接種するワクチンと回数・間隔・対象年齢

ワクチン	接種回数	1回目と2回目の接種間隔	接種対象年齢
ファイザー社の小児用ワクチン※	2回	通常3週間	5～11歳

※同社の12歳以上用のものに比べ、有効成分が3分の1になっています。

特に接種をお勧めする人

慢性呼吸器疾患・先天性心疾患など、重症化リスクの高い基礎疾患を有する子ども

※接種に当たっては、あらかじめかかりつけ医などとよく相談してください。

接種予約方法

対象の皆さんに3月9日付で接種券を発送しました。接種券に同封されている接種協力医療機関一覧から、希望する施設を選んで接種の予約をしてください。なお、予約方法などの最新の情報は津市ホームページに掲載しています。

※集団接種は実施していません。

HP 津市 接種協力医療機関一覧

検索



以下のことにご注意ください

5～11歳の子どもの接種には、 保護者の同意と立ち合いが必要です

ワクチン接種については、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、保護者の意思に基づいて接種の判断をお願いします。保護者の同意なく、接種が行われることはありません。

※接種当日に保護者が同伴できない場合は、
予診票の裏面にある委任状に記入し、代理人が医療機関へ提出してください。

接種当日の持ち物

接種券、予診票、接種を受ける小児の本人確認書類(健康保険証、マイナンバーカード等)、母子健康手帳※

※子どものワクチン接種では、接種履歴を母子健康手帳で管理しているため、可能な限り母子健康手帳を持参してください。





新型コロナウイルスワクチン

Q. なぜ、小児(5～11歳)の接種が必要なの？

A. 小児においても中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患を有するなど重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされています。また、今後さまざまな変異株が流行することも想定されるため、小児を対象にワクチン接種を進めることとされました。



Q. 子どもがワクチンを受けた後は、どんな症状が出るの？

A. 注射した部分の痛みが一番多く現れます。ワクチンを受けた後の症状は、ほとんどが軽度または中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められないと判断されています。

数日以内に起こることがある症状

症状が出た人の割合	症 状
50%以上	注射した部分の痛み、疲れた感じ
10～50%	頭痛、注射した部分の赤み・はれ、筋肉痛、寒気
1～10%	下痢、発熱、関節痛、嘔吐

※接種後7日間にみられたさまざまな症状(1回目または2回目のいずれか)

Q. 若い男性ほど接種後に心筋炎を発症しやすいと聞くけど、子どもはどう？

A. アメリカでは、12～17歳の男性に比べ、5～11歳の男性の方が、心筋炎が報告される割合は低いとされています。ワクチン接種後4日程度の間にお子さまの胸の痛み、動悸、息切れ、むくみなどの症状が見られた場合は速やかに医療機関を受診してワクチンを受けたことを伝えてください。なお、心筋炎と判断された場合は、一般的には入院が必要となりますが、多くは安静によって自然回復します。

新型コロナワクチンに関する問い合わせ先

- 津市のワクチン接種の手続きや予約
津市新型コロナワクチン接種予約・相談電話窓口
(コールセンター)
☎ 0120-059-550 (8時30分～18時、土・日曜日、祝・休日可)
- ワクチン接種前後の副反応に関する質問・相談
三重県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口
☎ 224-3326 (24時間対応可)
- ワクチンの安全性、有効性など制度全般
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
☎ 0120-761-770 (9時～21時、土・日曜日、祝・休日可)
- 津市ホームページ「新型コロナワクチン接種」

HP 津市 ワクチン

検索



2回目接種完了から6カ月を経過した18歳以上の人を対象とした新型コロナワクチン追加接種(3回目)については、広報津3月16日号でお知らせしています。

この春も基本的な感染対策の徹底を！

コロナ禍で3度目の春を迎えています。お花見や歓迎会の季節ですが、大人数や長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まる場面となるため注意が必要です。

また、日々の寒暖差や生活環境の変化で体調を崩しやすい季節でもあります。栄養バランスの取れた食事を3食取る、十分な睡眠を取るなど、規則正しい生活を心掛け日頃から体調管理をしっかり行いましょう。

飲食の場面では…



- 少人数・短時間にする
- 会話の際は必ずマスクを着用する
- 感染防止対策が徹底されている飲食店を利用する

旅行などで出掛けるときは…

- 行き先の感染状況や移動に関する指針など、最新の情報をよく確認して移動を検討する



困ったときはぜひご利用ください！

津市病児・病後児保育の利用案内

問い合わせ 子育て推進課 ☎229-3167 FAX 229-3451

保護者が仕事や疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病氣中(病児)や病氣回復期(病後児)にある子どもの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用施設で一時的にその子どもをお預かりします。安心して子育てができる環境を整えることにより、仕事と子育ての両立を支援します。

実施施設

病児・病後児保育(病氣中～病氣回復期の子ども)

津病児デイケアルーム「ひまわり」

大倉13-14(熱田小児科クリニック併設)

☎229-8808 FAX 223-1393

定員 6人

登録料(初回のみ) 1,000円

利用料(食事、ミルク、おやつ代を含む)

2,000円(一人親世帯…1,000円、生活保護世帯…無料) ※木曜日は半額

開設時間

月～水・金曜日 8時30分～17時45分

木曜日 8時30分～12時(食事なし)

土曜日 8時30分～16時30分

休業日 日曜日、祝・休日、8月13日～15日、12月29日～1月4日



病後児保育(病氣回復期の子ども)

津病後児保育室「HUG」

久居寺町1260-1(どんどこ保育園併設)

☎254-6080 FAX 254-6090

定員 3人

登録料(初回のみ) 1,000円

利用料(食事、ミルク、おやつ代を含む)

1,500円(一人親世帯…750円、生活保護世帯…無料)

開設時間 8時30分～17時30分

休業日 木・日曜日、祝・休日、8月13日～15日、12月29日～1月4日



病後児保育(病氣回復期の子ども)

高田病後児保育所「ぬくみ」

大里野田町1124-1

☎253-4880 FAX 253-4881

定員 3人

登録料(初回のみ) 1,000円

利用料(食事、ミルク、おやつ代を含む)

1,500円(一人親世帯…750円、生活保護世帯…無料)

開設時間 8時30分～17時30分

休業日 土・日曜日、祝・休日、8月13日～15日、12月29日～1月4日

送迎対応 保育施設等で体調不良になった子どもを保護者に代わって迎えに行き、保育を行います。



・・・利用できる子ども・・・

対象児童(次の全ての条件を満たす子ども)

- ・津市内に居住する生後57日目から小学6年生まで
- ・病期中(入院治療を要しない場合に限る)や病気回復期の子ども
- ・保護者の仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない理由で家庭での保育が困難な子ども

※保育所などに通っていないなくても、条件を満たす場合は利用できます。

対象疾患

- ・感冒、感染性胃腸炎など、子どもが日常かかる病気
- ・麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜなどの感染症
- ・気管支ぜんそくなどの慢性疾患
- ・外傷、やけどなどの外科的疾患
- ・その他、医師が利用可能と判断した病気

・・・利用までの流れ・・・

利用できる期間は原則として最長7日間です。ただし、医師の判断により必要と認められる場合は延長できます。



① 事前登録

施設ごとに事前登録が必要です。利用施設で「利用登録申請書」に必要事項を記入し、登録手続きをしてください。

登録に必要なもの

印鑑、健康保険証、福祉医療費受給資格証(持っている人)、母子健康手帳、登録料

子どもが病気に!

病気が回復してきたら

津病児デイケアルーム
「ひまわり」

津病後児保育室「HUG」

高田病後児保育所「ぬくみ」

② 利用予約

事前に施設(☎229-8808)または熱田小児科クリニック(☎225-7100)に電話で空き状況を確認し、予約してください。
※医師連絡票は、基本的には必要ありません。



② 利用予約

事前に施設に電話で空き状況を確認し、予約してください。

③ かかりつけ医師を受診

利用日の前日または当日に、かかりつけ医師に「医師連絡票」を記入してもらってください。
かかりつけ医師が「病気の回復期である」と判断した場合のみ利用できます。

③ 利用日当日

熱田小児科クリニックの窓口へお越しください。担当医師が診察により利用の決定をします。
(2日目以降の利用についても同様)



④ 利用日当日

施設の窓口へお越しください。担当看護師が医師連絡票と視診により利用を決定します。

- ・利用日当日、「病児・病後児保育利用申請書」に必要事項を記入し、利用申し込みをしてください。
- ・子どものお迎えの際に、利用料などを施設に支払ってください。
- ・利用期間中に症状が変化し、診療を受けた場合は保険診療による実費となります。
- ・医師連絡票の記入には、費用が発生します。
- ・必要な書類は各実施施設、子育て推進課、各総合支所

市民福祉課(福祉課)にあるほか、津市ホームページからもダウンロードできます。

HP 津市病児・病後児保育

検索



※津市ホームページでは、それぞれの施設が毎月その時期に応じた子どもの病気や予防方法などについて、分かりやすく紹介しています。ぜひご利用ください。

飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を

問い合わせ 環境保全課 ☎229-3282 FAX229-3354

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は狂犬病予防のための集合注射を実施しません。動物病院で適切な時期に感染対策を行った上で狂犬病予防注射を受けさせてください。

登録済みの犬の飼い主には案内はがきを送付しますので、注射の際に動物病院へお持ちください。ご

不便をお掛けしますが、感染拡大防止のためご理解とご協力をお願いします。

また、かかりつけの動物病院を持つことで、狂犬病以外の病気や健康の不安について身近に相談できます。ペットの健康管理のため、かかりつけの動物病院を持ちましょう。

津市が委託している動物病院で注射をする場合

以下の動物病院で狂犬病予防注射をすると、その場で「狂犬病予防注射済票」が交付されます。なお、津市が委託していない動物病院の場合は、市の窓口で同票の交付手続きを行う必要があります。

※狂犬病予防注射済票の交付手数料は、動物病院でお支払いください。

※初診の場合や料金についてなど、不明な点は各動物病院へお問い合わせください。



令和4年度の
狂犬病予防注射済票

津市が委託している動物病院一覧

施設名	住 所	問い合わせ
とよさと動物病院	豊が丘三丁目25-7	☎230-2245
河村ペットクリニック	栗真町屋町809-2	☎236-1122
白塚口動物病院	栗真中山町260-7	☎231-5590
伊東獣医科病院	大里窪田町1045	☎232-2143
西山獣医科	一身田町217-2	☎232-2179
津北動物病院	一身田上津部田2097-1	☎236-5060
アニー動物病院	桜橋三丁目427	☎228-3555
ルナ動物病院	押加部町11-3	☎222-5115
イズマ動物病院	波見町554-38	☎229-0100
こうべ獣医科	河辺町210	☎223-1013
みやペットクリニック (旧岡本動物病院)	半田120-4	☎223-0011
キタ動物病院	半田527-2	☎223-0876
南ヶ丘動物病院	垂水887-7	☎226-9912

施設名	住 所	問い合わせ
さとう動物病院	三重町津興433-60	☎228-9750
スピカ動物病院	垂水2786-7	☎253-5117
千里ヶ丘動物病院	河芸町東千里56-2	☎245-7656
椋本動物病院	芸濃町椋本2662-1	☎265-5588
高橋獣医科医院	久居野村町494-17	☎256-7920
白井犬猫病院	久居新町768-6	☎256-1193
はぎの動物病院	久居射場町123	☎259-1100
ひさい動物クリニック	久居中町50-1	☎255-4627
すぎもと動物病院	久居明神町599-4	☎254-5575
かねこ動物病院	久居新町2115-6	☎254-3733
北出動物病院	一志町田尻2	☎293-6277
石田動物病院	鈴鹿市磯山四丁目5-9	☎059-387-3711
野口動物病院	松阪市松崎浦町98-1	☎0598-52-1119
おかはな動物病院	松阪市西肥留町59-7	☎0598-56-6800

上記以外の動物病院で注射をする場合

狂犬病予防注射後、動物病院で「狂犬病予防注射済証(紙の証明書)」が発行されますので、交付手数料(1件550円)と併せて以下の窓口へ持参し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射済票の交付窓口

窓 口	問い合わせ	窓 口	問い合わせ
環境保全課	☎229-3282	安濃総合支所地域振興課	☎268-5517
久居総合支所地域振興課	☎255-8845	香良洲総合支所地域振興課	☎292-4308
河芸総合支所地域振興課	☎244-1706	一志総合支所地域振興課	☎293-3008
芸濃総合支所地域振興課	☎266-2516	白山総合支所地域振興課	☎262-7032
美里総合支所地域振興課	☎279-8119	美杉総合支所地域振興課	☎272-8085



豊かに暮らす高齢社会に向けて 津市の高齢福祉サービス



問い合わせ 高齢福祉課 ☎229-3156 FAX 229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)

高齢者の皆さんが心身ともにいつまでも元気で、生きがいのある充実した暮らしを送れるよう、さまざまな取り組みを行っています。

・・・ 高齢福祉サービス ・・・

▶緊急通報装置事業

緊急時に迅速な連絡・支援体制を図るため、簡単な操作で通報できる緊急通報装置を設置します。

対 象 65歳以上の1人暮らしなどで、市民税非課税世帯に属する人

費 用 通話料金のみ自己負担

▶紙おむつ等給付事業

紙おむつ等を常時使用しなければならない在宅の高齢者に、月1回現物で支給します。

対 象 65歳以上の在宅で生活している、常時紙おむつ等が必要な人

▶徘徊探索器貸与事業

徘徊した場合に早期に発見し、その居場所を確認することができる徘徊探索器を貸与します。

対 象 認知症による徘徊が認められる高齢者など

費 用 月々の使用料などは自己負担

▶徘徊SOSネットワーク津

徘徊などの心配がある人の情報を事前に登録し、行方不明となった場合に家族などの依頼により、その人の身体的特徴や服装などの情報を協力機関として登録している民生委員・児童委員、認知症サポーターなどへメール配信し、可能な範囲で協力をお願いします。

※「協力機関」として、認知症サポーター養成講座などを受講した人や、介護サービス事業所など認知症に関する知識のある団体や個人の登録も受け付けています。

対 象 徘徊の心配のある高齢者など ※登録時に本人の写が必要

▶日常生活用具給付等事業

電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します。

対 象 65歳以上の1人暮らしなどで、虚弱や寝たきり、認知症などで日常生活に支障がある人

費 用 所得税額に応じて、無料または一部負担

▶配食サービス事業

調理が困難な高齢者などに栄養バランスの取れた食事を手渡し、安否確認を行います。

対 象 65歳以上の1人暮らしなどで、心身の障がい等のため調理が困難な人

助成内容 1日1食、週6食以内

費 用 1食当たり400円を自己負担

▶家族介護慰労金支給事業

介護サービスを利用することなく在宅で高齢者の介護を行った同居の家族に対して、介護慰労金(年間10万円)を支給します。 ※3カ月を超える入院があったときや、介護保険料が未納の場合を除く

対 象 要介護認定で、要介護4または5と認定された高齢者の介護を1年間継続して介護保険サービスを受けずに在宅で介護した市民税非課税世帯の同居の家族 ※介護保険のサービスのうち、1週間以内のショートステイを除く

▶はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

保険適用外のはり・きゅう・マッサージ施術を、津市が指定した市内の施術所で受ける人に助成券を交付します(年間6枚以内)。令和4年度の申請は4月1日(金)から受け付けます。 ※申請時に健康保険証が必要。同居の家族による代理申請の場合は本人確認ができるものと印鑑が必要

対 象 4月1日現在70歳以上の人

助成内容 津市と施術所から1,000円ずつ、合計2,000円を助成

▶高齢者外出支援事業

三重交通グループの路線バス、津市コミュニティバスなどで利用できるオリジナルICカード「シルバーエミカ」に、乗車料金の支払いに利用できるポイント(1ポイント1円相当)を2,000ポイント付けてお渡ししています。津市コミュニティバスでは提示するだけで乗車無料になります。

対 象 市内に在住の65歳以上(令和4年度中に65歳になる人を含む) ※申請時にマイナンバーカードが必要。シルバーエミカを持っている人で、令和3年度に乗車ポイントを利用した人に、4月25日(月)から令和4年度の乗車ポイントをチャージします。

注意事項 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎている場合はシルバーエミカの交付やチャージができませんので、有効期限通知書が届いたら、更新手続きを行ってください。なお、更新手続きとチャージを同日にする場合は1時間ほど時間がかかります。



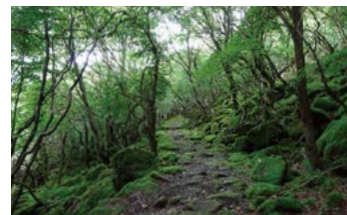
森林セラピーイベント 参加者募集

問い合わせ 美杉総合支所地域振興課 ☎272-8082 FAX272-1119

ストレスの緩和や免疫力の向上など、健康への有効な効果が期待される森林セラピー。気持ちよく歩いて健康な体づくりをしませんか。

申し込み 電話で美杉総合支所地域振興課へ

申込期間 4月11日(月)～22日(金)



イベント名・内容	と き	ところ	定員(先着)	費 用
レッドヒルヒーターの森で森林セラピーイベント 森林浴の魅力を気軽に体験しませんか。市街地から近い自然豊かな森「レッドヒルヒーターの森」でひとときのリラックスを。	5月5日(木・祝) 10時～12時、 13時～15時	レッドヒル ヒーターの森 (高野尾町)	各15人	2,000円、 中高生1,400円、 小学生以下800円
おまかせ！セラピー 新緑のトンネルを歩く。 足元の苔や木々の生命力を感じながら… 新緑の中をゆっくりと散策して安息をたっぷり 取りましょう。汗をかくほどの頑張り歩きはあり ません。昼食後は苔玉を手作りします。	5月7日(土) 10時～15時	大洞山石畳 コース	10人	4,000円 (昼食代、保険料 を含む)



4月1日から「津市犯罪被害者等支援条例」を施行

みんなで広げよう 犯罪被害者等支援の輪

問い合わせ 市民交流課 ☎229-3252 FAX227-8070

津市では、犯罪被害に遭われた人やその家族、または遺族(以下、「犯罪被害者等」)が、一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、「津市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年4月1日から施行します。

犯罪被害に遭われた人は、犯罪などによる直接的な被害だけでなく、心身の不調や苦痛、周囲の無理

解や配慮に欠ける言動などによる間接的な被害(二次被害)に苦しめられることも少なくありません。

津市では、こうした犯罪被害に遭われた人の負担が少しでも軽減され、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

主な支援内容

◆総合支援窓口の設置

市職員が、プライバシーの守られた環境で相談に応じます。内容により犯罪被害者等の支援に関する専門機関への紹介など関係機関と連携して支援を行います。

相談窓口 市民交流課(市本庁舎3階)

◆費用の助成等の具体的支援

犯罪被害者等のうち、人の生命または身体を害する罪に当たる行為により、死亡や重傷病、精神疾患を負った犯罪被害者等の皆さんに対して、右表の支援を行います。

支援金	遺族支援金、重傷病支援金、精神療養支援金
日常生活の支援	家事代行サービス費の助成、一時保育費の助成、食事宅配サービス費の助成、通訳費の助成
居住の安定	転居費用の助成、家賃の助成、特殊清掃費の助成
精神的被害からの回復	カウンセリング費の助成



犯罪被害者等
支援のご案内



緑豊かで美しく住みやすいまちをつくりましょう

記念樹と生け垣緑化用苗木の配布

問い合わせ 都市政策課 ☎229-3290 FAX229-3336

記念樹用苗木を配布

対象 市内に在住で令和3年4月1日以降、婚姻・出生・新築・還暦の事実があった人

配布苗木 オタフクナンテン(常緑低木)、コデマリ(落葉低木)、シマトネリコ(株立ち、常緑高木)、キンモクセイ(常緑高木)、ジュンベリー(落葉高木)、ハナミズキ(落葉高木)の中から希望する苗木1本

配布時期 秋季 ※引換券を送付します。

締め切り 7月31日(日)



キンモクセイ

コデマリ

生け垣緑化用苗木を配布

対象 市内の個人住宅の公道に直接面した敷地に生け垣を新設または作り替える人 ※延長が3m以上の生け垣に限る

配布苗木 ボックスウッド、サザンカ、プリペット、ヒイラギモクセイ、キンメツゲ、シラカシ、ベニカナメモチ、トキワマンサク(赤葉)の中から希望する樹種

配布時期 植え付け適期に応じて

配布本数 生け垣の延長1m当たり3本(最大60本)

添付書類 位置図、見取り平面図、現況写真

申し込み 都市政策課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し提出
※申請書は津市ホームページからもダウンロード可



記念樹用苗木



生け垣緑化用苗木



総合型地域文化・スポーツクラブ

問い合わせ スポーツ振興課 ☎229-3254 FAX229-3247

津市が支援する総合型地域文化・スポーツクラブは、いろいろなことに興味・関心があり、さまざまな技術レベルを持つ人たちが世代を超えて集まり、スポーツや文化活動を楽しむことができます。開催内容は各事務局へお問い合わせください。

HP 津市 総合型地域文化・スポーツクラブ [検索](#)

クラブ名	事務局
西橋内文化・スポーツクラブ	東古河町7-1(西橋内中学校内、☎・FAX246-5524、毎週土曜日10時～16時)
橋南スポーツクラブ	上弁財町津興2537-4(橋南中学校内、☎・FAX227-5155、毎週土曜日10時～12時)
ひさい文化・スポーツクラブ	久居本町1393(☎・FAX255-2731)
ひさい総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブFAN・fun	久居新町2809 コーポ新町A101(☎・FAX253-4322)
かわげスポーツクラブ	河芸町浜田774(河芸体育館内、☎・FAX245-3354、第2・4土曜日9時～12時)
矢頭の子クラブ	一志町波瀬2232-2(波瀬公民館内、☎・FAX294-7472)
白山文化・スポーツクラブ	白山町古市808(白山体育館内、担当☎090-4232-7691、毎週土曜日13時～16時)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。



お知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の窓口を変更

福祉政策課

☎229-3150 📠229-3334

3月31日をもって津市の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の専用コールセンターと、メッセージング・みえ2階の生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室での受け付けは終了しました。4月1日以降は引き続き福祉政策課と各総合支所市民福祉課(福祉課)で受け付けます。

※臨時特別給付金支給要件確認書に同封した返信用封筒は福祉政策課に転送されますので、そのままご使用ください。



通話録音装置の試行導入

内部統制室

☎229-3206 📠229-3347

公正公平な市政の確保と行政サービス向上のため、4月1日から津市役所の一部の電話に通話録音装置を設置します。対象の電話では録音する旨をアナウンスします。

事業所の皆さんへ

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出を

市民税課

☎229-3130 📠229-3331

給与支払報告書を提出した人や、現在給与から市・県民税を特別徴収している人が、4月1日現在退職や転勤などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、4月15日(金)までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

提出がないと、納入された金額と津市の台帳の金額が一致しないだけでなく、従業員への納税通知書が発行されなくなりますので、必ず期日までに提出してください。

い。届出書は津市ホームページからもダウンロードできます。

納入通知書(介護保険料仮徴収額決定通知書)を送付

介護保険課

☎229-3149 📠229-3334

65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)のうち、令和4年4月または6月に介護保険料の徴収方法が普通徴収(納付書または口座振替による納付)から特別徴収(年金からの天引き)に切り替わる人には、4月1日に令和4年度納入通知書(介護保険料仮徴収額決定通知書)を発送します。 ※令和3年度の介護保険料を特別徴収で納付していただいている人には送付されません。

仮徴収とは

市民税の課税状況や前年の合計所得金額等に基づき介護保険料の金額が決定するまでの間(8月納期まで)に、暫定的な介護保険料で徴収することです。暫定的な介護保険料は、原則、前年度中に適用された所得段階別の保険料額を基準として算出した額になります。ただし、仮徴収が発生するのは特別徴収の人のみです。

なお、令和4年度介護保険料額(年額)については7月中旬に別途通知します。



津市マイナンバー特設窓口「マイナ・ステーション」

市民課

☎229-3198 📠221-1173

2月14日からアスト津4階に開設したマイナ・ステーションでは、マイナンバーカードに関する各種手続きを受け付けています。カードの受け取りに限り予約が必要です。事前に津市ホームページから、または電話で市民課へ予約してください。



全国の瞬時警報システム(J-ALERT)の情報伝達試験を行います

危機管理課

☎229-3281 📠223-6247

全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達試験を毎月第4水曜日の12時45分に実施します。ただし、5月・8月・11月・来年2月は、国が行う全国一斉試験に合わせて実施します。詳しくは津市ホームページでお知らせします。

試験時は、市内各所に設置されている防災行政無線のスピーカーから試験用の放送が一斉に流れます。また、津市防災情報メールに登録している人には試験メールが配信されます。

4月1日から津市防災情報メールの配信元が変わります

危機管理課

☎229-3281 📠223-6247

津市では、災害時の避難情報や防災行政無線で放送された内容をいち早くお伝えするため、携帯電話などへ防災情報メールの配信サービスを行っています。配信元が変わるため迷惑メールフィルターを設定しているとメールが届かない可能性がありますので[tsu-city@raidan2.ktaiwork.jp]からのメールを受信できるよう設定してください。また、新規登録を希望する人は、専用フォームから登録してください。



指定された小中学校・義務教育学校へ就学を

教委学校教育課

☎229-3245 📠229-3257

津市教育委員会では、登録されている住所によって、就学すべき学校を指定しています。実際に住んでいない所に住所を登録し、その校区の学校に子どもを通わせることはできません。このような場合は、事実を確認し、本来の指定校に通学していただくことがあります。

農作業時のお願い

農林水産政策課

☎229-3172 FAX229-3168

農作業後の土の落下にご注意を

トラクターなどで農作業をした後、道路に出るときは、土を落とさないように注意しましょう。道路に落ちた大きな土の塊は、景観を損ねるだけでなく、通行の妨げにもなり大変危険です。道路に土を落とした場合は速やかに清掃してください。

ジャンボタニシの被害防止対策

近年、ジャンボタニシによる稲の食害が多発しています。被害防止には以下の取り組みが効果的です。

- 水田の取水口にネットを設置
- 苗移植後 2・3 週間は浅水管理
- 卵塊の除去(直接触れない)
- 機械移動時は、その都度清掃し、ジャンボタニシを他所に持ち込まない

道路や歩道などを占有・加工するときには申請を

建設政策課

☎229-3179 FAX229-3345

車庫など宅地への乗り入れのために、道路や歩道などを占有・加工するときは、事前に申請し、許可を受ける必要があります。詳しくは各工事事務所または建設政策課にお問い合わせください。

- 相川以北の津地域、河芸・芸濃・美里・安濃地域
津北工事事務所(☎253-2271、FAX253-2273)
- 相川以南の津地域、久居・香良洲・一志・白山・美杉地域
津南工事事務所(☎254-5350、FAX255-5586)

津市国際交流推進基金補助事業

市民交流課

☎229-3102 FAX227-8070

市民の皆さんが主体となって実施し、国際感覚の育成に寄与すると認められる事業に対して助成を行います。

対象 令和4年度中に実施・完

了する津市民を対象に広く行われる国際的な交流活動、ボランティア活動など ※詳しくはお問い合わせください。

申し込み資格 市内で組織的・継続的に国際交流活動を行っている団体

申し込み 市民交流課にある申請書に必要書類を添えて、直接窓口へ ※申請書などは津市ホームページからもダウンロード可

締め切り 4月20日
(水)必着



埋蔵文化財の保護にご協力を

教委生涯学習課

☎229-3251 FAX229-3257

市内に約2,800カ所ある集落跡や古墳などの遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は地域の歴史や成り立ちを物語る市民共有の財産です。開発事業の計画時は、開発予定地が遺跡の範囲に含まれているかどうか事前に窓口で確認してください。

遺跡の範囲内で土木工事などを行う場合、工事着手60日前までに文化財保護法に基づく届出書の提出が必要です。詳しくは津市ホームページをご覧ください。

届け出が必要な土木工事などの例

- 住宅や店舗、工場などの建築、解体
- 宅地造成、土砂採取
- 農地の床下げ、天地返し、筆合わせ
- 駐車場造成、看板などの設置
- 太陽光発電設備の設置
- 樹木の抜根 など

HP 津市 埋蔵文化財の保護

検索

放課後児童クラブ

教委生涯学習課

☎225-7172 FAX228-4756

放課後児童クラブは、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に安全で充実した生活を送ることができるようお手伝いしています。

運営については、保護者会や社会福祉法人、NPO法人などで

行っています。保護者会などで運営する公設民営のクラブでは、利用する保護者の皆さんの運営への参画・協力が欠かせません。

開所時間や利用料などは各クラブで異なりますので詳しくはお問い合わせください。また、各クラブの一覧は津市ホームページをご覧ください。

放課後児童支援員等(指導員)募集

各クラブでは、児童を保育する指導員を募集しています。詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

HP 津市 放課後児童クラブ

検索

地域包括支援センターをご利用ください

地域包括ケア推進室

☎229-3294 FAX229-3334

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、総合相談の拠点として地域包括支援センターを設置しています。保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職による相談のほか、介護予防ケアプランの作成や権利擁護、高齢者虐待防止などの業務を行っています。

地域包括支援センター名	担当地域	問い合わせ
津中央	津地域(敬和・養正・新町)	☎253-5225
津中部中	津地域(安東・櫛形・一身田・津西)	☎271-6535
津中部北	津地域(北立誠・南立誠・白塚・栗真)	☎213-3181
津中部東	津地域(修成・育生・藤水・南が丘)	☎213-8115
津中部西	津地域(神戸・片田)、美里地域	☎237-2018
津中部南	津地域(高茶屋・雲出)、香良洲地域	☎238-6511
津北部東	河芸地域	☎245-6666
津北部西	津地域(大里・高野尾・豊が丘)、芸濃地域、安濃地域	☎267-1125
津久居	久居地域	☎254-4165
津一志	一志地域、白山地域、美杉地域	☎262-7295
津市	津市全域	☎229-3294

HP 津市 地域包括支援センター

検索



お知らせ

近鉄南が丘駅改修工事に伴う
臨時公共自転車等駐車場の開設

市民交流課

☎229-3142 ☎227-8070

工事期間中の代替自転車等駐車場として、4月1日から令和6年3月末まで三重電気会館駐車場(垂水)の南側に臨時の公共自転車等駐車場を開設します。工事期間中は同駐車場をご利用ください。

緑化・美化運動を行う団体へ
花苗などを支給

都市政策課

☎229-3290 ☎229-3336

公園や公共公益施設などで緑化

活動を行う団体に、花苗などを支給します。

対象団体 自治会、ボランティア団体など

対象になる場所 公園や道路など市民の誰もが利用できる公共公益施設で、管理者の承諾を受けている場所

支給内容 花苗、花木、種子など

支給時期 5～7月(春期)

申し込み 都市政策課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し提出

申込期間 4月1日(金)～18日(月)

※申請は春期と秋期各1回(秋期の申請は8月を予定)

メンタルヘルス相談

商業振興政策課

☎229-3114 ☎229-3335

仕事がつまみえない、職場の人間関係で悩んでいるなど、悩みや不安のある人は、一人で悩まず気軽にご相談ください。専門の産業カウンセラーがお答えします。

と き ①毎月第2金曜日18時～20時 ②毎月第4水曜日18時30分～19時30分 ※祝・休日、年末年始を除く

ところ サン・ワーク津

対象 市内に在住・在勤の勤労者

定員 ①2人 ②1人(50分程度)

申し込み 前日までに電話で商業振興政策課へ

香良洲パターゴルフ場
ナイター営業を開始

香良洲総合支所地域振興課

☎292-4374 ☎292-4318

ナイター期間 4月16日(土)～10月31日(月) 9時～21時(受け付けは20時まで ※ナイター期間以外は16時まで)

料 金

	市内の人	市外の人
大人	310円	520円
小中学生、65歳以上	100円	310円

※18時以降は照明料1人100円が別途必要。詳しくは香良洲パターゴルフ場(☎292-4377)へお問い合わせください。



普及させよう！グリーンのカートン

あばしゴーヤの種無料配布

と き 4月11日(月) 8時30分～

ところ 環境政策課、各総合支所地域振興課、各出張所 ※1人1袋、無くなり次第終了

グリーンのカートン普及促進講座

育成についての講話のほか、ゴーヤの苗木配付もあります。

とき(5月)	ところ
17日(火)	環境学習センター大会議室(津市リサイクルセンター2階)
18日(水)	サン・ワーク津研修室
19日(木)	一志農村環境改善センター小会議室
20日(金)	河芸公民館第1研修室

時 間 14時～16時

対象 市内に在住・在勤・在学の人

定員 先着各15人

申し込み 電話で環境政策課へ

申込期間 4月18日(月)～28日(木)

「つ・環境フェスタ」実行委員会

主催 グリーンのカートンコンテスト

ご家庭で育てたグリーンのカートンの写真を募集します。

申し込み 環境政策課、各総合支所地域振興課、各出張所にある応募用紙に必要事項を記入し、直接窓口またはEメールで環境フェスタ実行委員会事務局(環境政策課内、☎229-3139@city.tsu.lg.jp)へ ※写真は返却しません。応募用紙は津市ホームページからもダウンロード可。詳しくはお問い合わせください。

締め切り 10月31日(月)



問い合わせ 環境政策課 ☎229-3212 FAX229-3354



募 集

津市スポーツ教室

スポーツ振興課

☎229-3254 ☎229-3247

たのしいリズムフィットネスA・B(春)

と き 5月12日～6月30日の
木曜日(全8回) A…9時30分～
10時30分、B…10時50分～11
時50分

ゆったりストレッチA・B(春)

と き 5月13日～7月1日の
金曜日(全8回) A…9時30分～
10時30分、B…10時50分～11
時50分

いずれも

ところ 三重武道館柔剣道場

対 象 市内に在住・在勤・在学
の人

定 員 抽選各40人(新規優先)

費 用 各5,000円(保険料を含む)

申し込み スポーツ振興課、各総合支所地域振興課、久居体育館、津市スポーツ協会にある所定の用紙に必要事項を記入し、直接窓口またはファクスで提出

申込期間 4月1日(金)～14日(木)



手話奉仕員養成講座

障がい福祉課

☎229-3157 ☎229-3334

と き 5月8日～来年2月19
日の日曜日(全53回)

ところ 久居総合福祉会館

対 象 市内に在住・在勤・在学の16歳以上の手話未経験者で、日程の7割以上に参加できる人

定 員 抽選12人

費 用 3,300円(テキスト代)

申し込み 障がい福祉課、各総合支所市民福祉課(福祉課)にある申込書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクスで障がい福祉課(〒514-8611 住所不要)へ

締め切り 4月20日
(水) ※消印有効



日本語指導ボランティア

教委人権教育課

☎229-3249 ☎229-3017

津市教育委員会では、日本語が分からなくて困っている子どもたちを対象に、初期日本語教室「きずな」を開催しています。そこで協力していただける日本語指導ボランティアを募集します。

と き 月～金曜日9時～11時
15分

ところ 敬和幼稚園会議室

申し込み 電話で教委人権教育課へ

男女共同参画フォーラム実行委員 男女共同参画情報紙「つばさ」編集 スタッフ

男女共同参画室

☎229-3103 ☎229-3366

男女共同参

画フォーラム

(公演会・展示等のイベント)の企画・運営、年2回

発行している男女共同参画情報紙「つばさ」の企画などにボランティアとして参加してみませんか。

男女共同参画フォーラム実行委員

内 容 企画・運営

対 象 市本庁舎などで開催する会議に参加できる人

男女共同参画情報紙「つばさ」

編集スタッフ

内 容 企画・取材・編集

対 象 市本庁舎などで開催する編集会議に参加できる人

いずれも

申し込み 男女共同参画室にある申込用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで男女共同参画室(〒514-8611 住所不要、☎229-3103@city.tsu.lg.jp)へ ※申込用紙は、津市ホームページからもダウンロード可

締め切り 4月15日(金)必着



第34回津市民緑と花の市 楽しく作ろう♪ガーデニング講習会

春の花苗などを使ったガーデニング講習会に参加しませんか。

講習会名	と き	内容・講師	費 用
創作寄せ植え	5月14日(土) 10時30分～、 13時30分～	ブリキの鉢に春色の花とリーフを使った寄せ植えをします。(シュエットアルブル 飯尾健治さん)	2,000円
春の花苗寄せ植え	5月15日(日) 10時30分～、 13時30分～	5種の花苗などの寄せ植えをします。(亀井園芸 亀井輝忠さん)	1,000円

ところ 津リージョンプラザ3階
第7会議室

定 員 抽選各10人

申し込み 電話またはファクス、Eメールで住所、氏名、電話番号、受講希望日時を、都市政策課(☎229-3177@city.tsu.lg.jp)へ ※1人1教室のみ

締め切り 4月18日(月)17時

※第34回津市民緑と花の市は花苗販売などはありません。



写真はイメージ

問い合わせ 都市政策課 ☎229-3290 FAX229-3336

まちの 情報ひろば

お知らせ

4月は20歳未満飲酒防止強調月間

20歳未満の人の飲酒は法律で禁止されています。今年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、飲酒の年齢制限は20歳のままで変わりません。

問津税務署(☎228-3131)

事業承継でお悩みの皆さんへ

三重県事業承継・引継ぎ支援センターは、「事業承継の進め方が分からない」「後継者がいない」など中小企業の事業承継に関するさまざまな課題解決を支援する公的な相談窓口です。詳しくは、同センター(☎253-3154)へお問い合わせください。



裁判員に選ばれる年齢が18歳からになります

今年4月の成年年齢引き下げに伴い、来年から18歳・19歳の人も裁判員に選ばれるようになります。裁判員に選ばれるのは、毎年作成する裁判員候補者名簿に記載された人で、対象の人には今年11月ごろに通知が送付されます。

問津地方裁判所(☎226-4172)

イベント

ラ・フェスタ・プリマヴェラ2022

東海・近畿地方を巡るクラシックスポーツカーの祭典。往年の名車たちが津のまちを駆け抜けます。

日 4月15日(金)①13時45分ごろ～②14時30分ごろ～ 場①一身田寺内町 ②津市産業・スポーツセンター

問観光振興課(☎229-3234)



ひぐらしハーモニカ教室

23周年合同発表会

日 4月23日(土)12時30分～16時(12時開場) 場県文化会館小ホール(県総合文化センター内)

問同教室代表(☎223-2106)

募集

初級語学講座(前期)受講生

日本で長年生活する外国人を講師に迎え、語学講座を開講します。

内 容	と き(全8回)
英語	5月17日～7月12日の火曜日19時～20時30分
ポルトガル語	5月18日～7月13日の水曜日19時～20時30分
中国語	5月19日～7月7日の木曜日19時～20時30分

場津リージョンプラザ2階第1・2会議室 定員各12人 費5,000円

※津市国際交流協会個人年会費(2,000円)とテキスト代が別途必要

申 4月8日(金)～28日(木)に直接窓口または電話で同協会(市民交流課内、☎229-3146)へ

スポーツ通信

対市内に在住・在勤・在学の人
申①②…各競技団体へ申し込み、
③～⑤…津市スポーツ協会(メッセ

■津市民体育大会

	種 目	と き	と ころ	対 象	定員(先着)	申込期間
①	バレーボール (小学生の部)	5月15日(日)	安濃中央総合公園内体育館	小学生(1チーム12人まで)	20チーム	4月6日(水)～5月1日(日)

■津市民スポーツ教室

	種 目	と き	と ころ	対 象	定員(先着)	申込期間
②	ラグビーフットボール	4月24日(日)10:00～12:00	海浜公園内陸上競技場	年少児～中学生	60人	当日会場受け付け
③	日本拳法	4月29日(金)19:00～21:00	三重武道館柔剣道場	小学生以上	20人	4月7日(木)～25日(月)

■津市民スポーツ健康教室

	種 目	と き	と ころ	対 象	定員(抽選)	申込期間	費 用
④	キッズ・ジュニアアダンス(春)	5月10日～7月19日の火曜日(全10回)16:00～16:45(キッズ)、17:00～17:45(ジュニア)	サオリーナフィットネススタジオ	キッズ(年中・年長児)、ジュニア(小学生)	各15人	4月1日(金)～14日(木)	各6,000円 ※別途ボンボン代(1,500円程度必要)
⑤	キッズ・ジュニアコンディショニング～子どもの体幹トレーニング～(春)	5月12日～6月30日の木曜日(全8回)15:30～16:30(キッズ)、16:45～17:45(ジュニア)	サオリーナサブアリーナ	キッズ(年中・年長児)、ジュニア(小学生)	各20人	4月1日(金)～14日(木)	各5,000円

ウイング・みえ1階)などにある申込用紙(同協会ホームページからダウンロードも可)を同協会へ
※競技団体の申し込み先・方法のほか詳細については、津市スポー

ツ協会にお問い合わせいただくか、同協会ホームページをご覧ください。

問同協会(☎273-5522)



第1回グラウンドゴルフ大会

日 5月24日(火) 9時～12時 ※予備日5月31日(火) **場** 久居スポーツ公園 **定先** 192人 **費** 300円
申 4月8日(金)～5月10日(火)にスポーツ振興課、各総合支所地域振興課にある申込用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで津市スポーツ・レクリエーション協会事務局(スポーツ振興課内、〒514-0056 北河路町19-1 メッセウイング・みえ 2階、FAX 229-3247、mailto:sporec_tsu@yahoo.co.jp)へ
問 同事務局(☎229-3254)

幼児と親のデイキャンプ

日 5月21日(土) 9時30分～12時 **場** 津市青少年野外活動センター(神戸) **内** 簡単クッキング、自然の遊び **対** 市内に在住の4歳～未就学児と保護者 **定先** 15組 **費** 1組2,000円(2人まで、1人増えるごとに1,000円追加)
申 4月10日(日)～30日(土) 8時30分～17時に直接窓口または電話で同センター(☎228-4025)へ ※窓口優先

星と語ろう 春

日 5月21日(土) 19時15分～21時 **場** 津市青少年野外活動センター(神戸) **内** 春の星座、月の観察(悪天候のときは天文工作) **対** 市内に在住の小学生と保護者 **定先** 15組 **費** 1組600円(3人まで、1人増えるごとに300円追加)
申 4月7日(木)～27日(水) 8時30分～17時に直接窓口または電話で同センター(☎228-4025)へ ※窓口優先



55歳以上の方の就労相談会

シニア世代の就労について個別

相談に応じながら就労までのサポートを行います。支援員と一緒に仕事を見つけませんか。

日 4月28日、5月26日、6月23日、7月28日、8月25日、10月27日 いずれも木曜日 10時～16時 **場** アスト津3階 三重県生涯現役促進地域連携協議会
申 平日 9時～17時に同協議会(☎261-6153)へ ※12時～13時を除く

県営住宅4月定期募集

申 4月1日(金)～30日(土)に三重県各建設事務所または県営住宅指定管理者事務所にある申込用紙に必要事項を記入し、郵送で各指定管理者へ ※消印有効

県営住宅の所在地	指定管理者
【北勢ブロック】 桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、亀山市	鈴鹿亀山不動産事業協同組合(〒510-0253 鈴鹿市寺家町1085-1、☎059-373-6802)
【中勢伊賀ブロック】 津市、伊賀市、名張市	伊賀南部不動産事業協同組合(〒514-0008 津市上浜町一丁目5-1 エトアール津102、☎221-6171)
【南勢・東紀州ブロック】 松阪市、伊勢市、尾鷲市、熊野市、御浜町	三重県南勢地区管理事業共同体(〒514-0008 津市上浜町一丁目5-1 エトアール津102、☎222-6400)

※詳しくは各指定管理者へお問い合わせいただくか、三重県ホームページをご覧ください。

スキルアップ!ひとり親家庭等パソコン講習(Word)

コース	とき
平日昼 全6回	5月10日～6月14日の火曜日10時～15時 ※1時間の休憩あり。 6月14日は12時まで
平日夜 全12回	5月10日～6月17日の火・金曜日 18時30分～20時30分

内 Wordの使い方、ビジネス文書作成、日商PC(文書作成)検定受験(任意)、ビジネスマナー **対** 県内に在住のひとり親家庭の親またはその子ども(独身の30歳まで)、寡婦 ※パソコン未経験者不可 **定先** 各10人 **費** 1,200円(テキスト代)
申 4月11日(月)～28日(木)に所定の申込用紙に必要事項を記入し、

直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで三重県母子・父子福祉センター(〒514-0003 桜橋二丁目131 県社会福祉会館4階、FAX 228-6301、<mailto:boshikafu@za.ztv.ne.jp>)へ ※申込用紙は同センターのホームページからダウンロードするか、電話で同センター(☎228-6298)へ請求

スポーツ指導者バンク

スポーツ教室や同好会、企業、学校などで能力を生かせるよう、指導者バンクに登録しませんか。
対 公認スポーツ指導者、それに準ずる資格や能力を持っている人
申 直接窓口または郵送、Eメールで津市スポーツ協会(〒514-0056 北河路町19-1 メッセウイング・みえ1階、<mailto:mail.tsuspokyo@gmail.com>)へ

スポーツ指導者紹介制度

同好会、サークル、企業での体操指導など市内で健康・スポーツ活動をしている団体へ指導者を紹介します。 ※詳しくは、同協会ホームページをご覧ください。

問 同協会(☎273-5522)

スポーツ安全保険のご案内

活動中の事故による傷害や、第三者に与えた損害を補償するスポーツ安全保険に加入しませんか。

対 スポーツ・文化・ボランティア活動などを行う4人以上のアマチュアの団体

申 ①「スポあねっと」のホームページで会員登録後、名簿を作成しコンビニまたはPay-easyで保険料を支払い ②百五銀行各支店にある加入依頼書に必要事項を記入し百五銀行へ ※令和5年度から受け付けはインターネットのみとなります。

問 加入に関して…スポーツ安全協会三重県支部(☎059-372-8100)、事故・保険内容に関して…東京海上日動東海スポーツ安全保険コーナー(☎0120-789-057)

募 集

日韓友好歌謡ショー2022

パク・ジュニョン(歌手)やG-row(K-POPカバーユニット)によるステージお楽しみください。



日 5月5日(木・祝)13時30分～15時30分(受け付けは13時～) **場** 久居アルスプラザときの風ホール
定 400人 **費** 2,500円 ※当日券3,000円
申 電話またはファクスで三重県日韓親善協会(☎224-8765)へ

健 康

ヨイハデー特別企画

歯のこと何でも電話相談

☎225-1071・225-8747

日頃から気になっている歯に関する悩みに歯科医師が無料で回答します。

日 4月17日(日)10時～15時

問 三重県保険医協会(☎225-1071)

転倒予防教室

日 4月28日(木)①10時～11時 ②11時15分～12時15分 ※①②は同内容 **場** 津センターパレス地下1階市民オープンステージ **内** 講話「人生100年！のぼそう健康寿命」と転倒予防体操 **対** 市内に在住の65歳以上 **定** 各35人
申 津市社会福祉協議会(☎213-7111)へ

無料相談

犯罪被害者相談

日 毎週月～金曜日10時～16時
※祝・休日、年末年始を除く **場** みえ犯罪被害者総合支援センター(栄町一丁目) **内** 犯罪の被害に遭った人や家族の相談 ※電話相談や法律相談(予約制)などもあります。
問 同センター(☎221-7830)

法的な困りごととは法テラスへ

日 毎週月～金曜日9時～21時、土曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く) **内** 法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供
問 法テラスサポートダイヤル(法的トラブル)…☎0570-078374、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル…☎0120-079714

不動産相談所(面談は要予約)

日 毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～15時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県不動産会館(上浜町一丁目) **内** 不動産取引などに関する相談(電話相談も可)
申 月～金曜日10時～12時、13時～15時に三重県宅地建物取引業協会津支部(☎227-1010)へ

社労士による労働相談(要予約)

日 毎週水曜日13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県社会保険労務士会(島崎町) **内** 解雇、賃金、職場でのハラスメント、人事、配置転換、労働契約などの相談
申 同会総合労働相談所(☎228-6064)へ

司法書士による専門相談

(相続・贈与・土地問題など)

日 毎月第2土曜日13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) ※12時から整理券(定先18人)を配布 **場** 津センターパレス3階
問 津市社会福祉協議会(☎213-7111)

交通事故面談相談(要予約)

日 毎週火・金曜日(祝・休日、年末年始を除く) ※相談時間は予約時にお問い合わせください。 **場** 三重弁護士会館(中央)
内 交通事故に関する相談(面談)
申 月～金曜日9時～17時に同弁護士会(☎228-2232)へ



行政書士定例相談(要予約)

日 毎月第2木曜日10時～12時、13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県行政書士会事務局(広明町) **内** 遺産相続にかかる遺言書・遺産分割協議書・各種契約書などの作成や法人設立、許認可申請書類の作成または提出手続代理に関すること
申 同行政書士会(☎226-3137)へ

弁護士による遺言の日・遺言相続電話相談会 専用電話☎228-3143(当日のみ)

日 4月15日(金)10時～16時 **内** 遺言書の書き方や後々相続でトラブルにならないよう今できること、相続問題で現にお困りの内容など、遺言と相続に関する問題全般
申 三重弁護士会(☎228-2232)

交通事故被害者支援センター相談員による交通事故相談(要予約)

日 毎月第3金曜日13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 市本庁舎 **定** 3人
申 相談日の前日までに電話またはファクスで同センター(☎080-9995-1225、FAX 050-3510-9130)へ

消費生活相談

日 毎週月～金曜日9時～12時、13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 市本庁舎3階市民交流課内 **内** 消費生活相談員による商品の購入やサービス利用などのトラブルに関する相談(電話相談も可)
問 津市消費生活センター(☎229-3313)

カウンセラー相談(面談・電話)

とき(毎月)	内 容
毎週火曜日13時～18時 ※第5火曜日を除く	面談・電話相談(予約優先)
毎月第3金曜日17時～19時	

※祝・休日、年末年始を除く

内 夫婦・親子の関係、生き方の問題など **対** 市内に在住の人
申 男女共同参画室(☎229-3103)へ

令和4年度市税の納付について

問い合わせ 収税課 ☎229-3135 FAX229-3331

令和4年度市税納期限一覧

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
税目	固定資産税・都市計画税 全 期 第1期	軽自動車税 種別割 全 期	市民税・県民税 (普通徴収) 全 期 第1期	固定資産税・都市計画税 第2期	市民税・県民税 (普通徴収) 第2期	
納期限	5月2日(月)	5月31日(火)	6月30日(木)	8月1日(月)	8月31日(水)	
納期月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税目	市民税・県民税 (普通徴収) 第3期		固定資産税・都市計画税 第3期	市民税・県民税 (普通徴収) 第4期	固定資産税・都市計画税 第4期	
納期限	10月31日(月)		12月26日(月)	来年1月31日(火)	来年2月28日(火)	

市税の納付場所

市税は次の場所で納付できます。

- 取扱金融機関等(順不同)
百五銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、三十三銀行、中京銀行、桑名三重信用金庫、津信用金庫、東海労働金庫、津安芸農業協同組合、みえなか農業協同組合、三重県信用農業協同組合連合会、東日本信用漁業協同組合連合会、三重県・愛知県・岐阜県・静岡県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※ゆうちょ銀行・郵便局は催告書などを除く
- 市本庁舎、各総合支所・出張所
- コンビニエンスストア
- スマートフォンなどの専用アプリ(PayPay、PayB、LINEPay)

次のような納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォンなどの専用アプリでは利用できません。

- 納期限が過ぎている
- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超える
- 破損・汚損などでバーコードが読み取れない
- バーコードが印刷されていない
- 金額を訂正したり、金額を書き加えたもの

※スマートフォンなどの専用アプリによる納付については、津市ホームページをご確認ください。



便利です！口座振替

納期限の日自動的に口座から振替を行います。手続きは、上表の納期月の前月末までに左記取扱金融機関等で行ってください。

対象税目

- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税種別割
- 市民税・県民税(普通徴収)

手続きに必要なもの

- 預貯金通帳
- 通帳に使用している届け出印
- 口座振替を希望する市税の納税通知書

※期別振替または全納振替を指定してください。

翌年度以降も同じ内容で振替を行います。

※申請書類は、市内の取扱金融機関等にありません。市外で手続きをする場合は申請書類を郵送しますので、収税課までご連絡ください。

口座振替ができなかった場合

残高が税額に対し不足すると振替できません。納期限後10日ほどで、口座振替不能通知(納付書)が発送されますので早急に納めてください。なお、入金の確認には日数を要しますので、督促状が発送されることがあります。

※全納振替が口座振替不能となった場合、第2期以降は各期別ごとに再振替をしますので、税額、納期限を納税通知書でご確認ください。

新たな局面を迎えた津市財政 ～合併優遇措置終了後の公共投資～

津市長 前葉 泰幸



道路、橋梁、学校など、インフラ・公共施設の建設は、市税などの一般財源や国の補助金とともに、市債を主な財源とするのが一般的です。

自治体が借入金で公共事業を行うことには理由があります。多くの住民が長期に渡って使用する社会資本の整備を、現在のみならず将来の世代までが公平に負担するとともに、巨額の建設費用を長期分割で返済することで、毎年度の財政支出を軽減することができるからです。

■1,000億円の返済から始まった新・津市財政

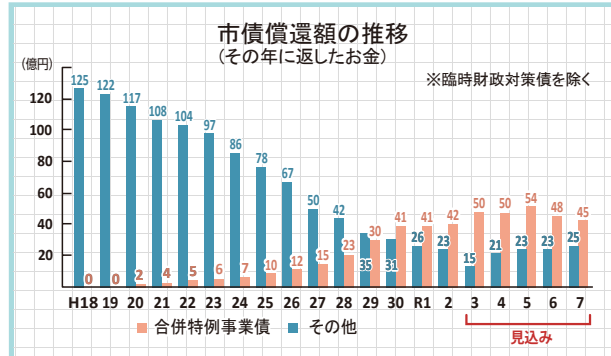
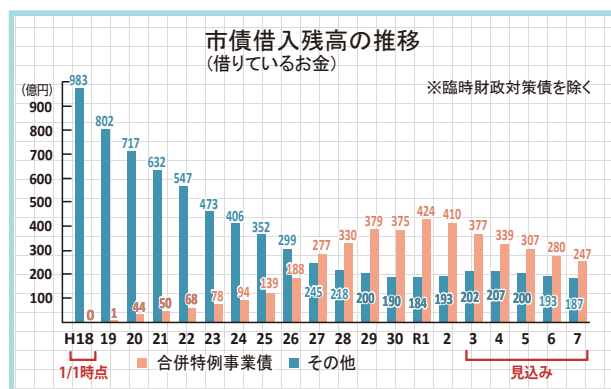
平成18年にスタートした新・津市は、旧市町村のころから手掛けていた安濃・河芸の都市公園事業や津駅前北部の区画整理などと並行して、合併時の取り決めにより10市町村から託された新規の大型事業に着手することが求められました。

ところが、合併直後の津市財政は厳しい状況に陥っていました。旧市町村から巨額の負債を引き継いだからです。その額、実に983億円。新市の年間予算額を上回る規模の借入金を返済するために、合併初年度から125億円もの公債費を捻出する必要に迫られました。

それでも、最優先課題であった地域防災情報通信システムの構築と、中央学校給食センターの建設に取り組むことができたのは、合併特例事業債を発行し、有利な借り入れを行ったからです。

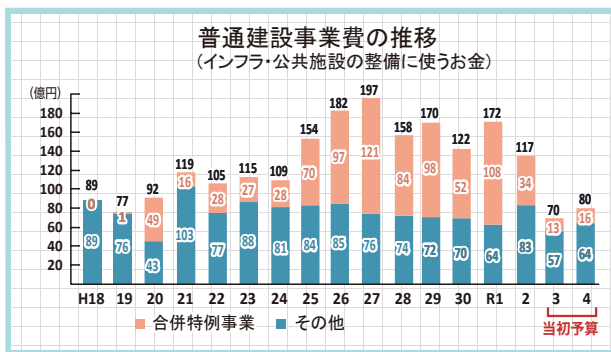
しかし、目の前の借金返済に追われていた当時の津市には、それ以上の新たな投資を始めるゆとりはほとんどありませんでした。

そこで、市職員数の2割削減の達成を当初予定の10年から8年に前倒しするなど、行財政改革による経費削減に努めた結果、合併時の負債は、平成26年度末時点で3分の1以下の299億円、年間償還額は2分の1の67億円まで減少しました。



■合併時に取り決めた新市建設計画を実現

財政の健全化により体力を蓄えた津市は、大型のプロジェクを次々と本格化させました。一般廃棄物最終処分場、産業・スポーツセンターといった大規模施設の建設も軌道に乗り、合併当初89億円だった普通建設事業費は、平成27年度には197億円に倍増しました。



■合併大型プロジェクトの返済計画

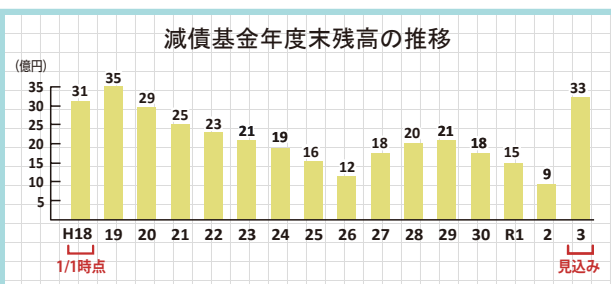
次なる課題は合併特例事業債の返済資金の確保です。

合併前からの借入金残高の減少と入れ替わるように増え始めた合併特例事業債の毎年の償還額は、平成30年度に40億円を超え、令和5年度には54億円に達することが見込まれます。このピークを乗り切るため、令和3年度末の3月補正予算で新たな対策を講じました。

コロナ禍の下、令和3年度は市財政の悪化が懸念されていましたが、ワクチン接種や子育て世帯への10万円給付などには全額国費が交付され、水道基本料金の4カ月分無料化など津市独自の施策にも国の交付金を活用したことで、影響は最小限にとどまりました。

入札差金などにより残った財源は35億円。例年であれば、次年度以降の支出に備え財政調整基金に積み戻すなどの措置を講じるところですが、今回は、減債基金に積み立てることにしました。

減債基金とは、将来の市債の返済に備え計画的に貯金しておくものです。この残高を33億円まで増やし、令和5年度にピークを迎える合併特例事業債の償還に充てることで、財政の安定化を図ったのです。



■公共投資の新たな展開

借金返済の第2波を乗り切る見通しがつき、再び積極予算の編成が可能となった津市は、令和4年度、前年度比15%増、80億円の普通建設事業費を計上しました。神原温泉湯の瀬は8月オープンを目指して建設を進め、北消防署の新築にも取り掛かります。香良洲高台防災公園には、避難場所となる管理棟と備蓄倉庫を整備します。

■手腕が問われる独り立ち後の財源調達

同時に、令和7年度の合併特例事業債の発行期限を見据え、他の財源を確保して事業を展開する方策も講じています。津興橋、大谷踏切、半田・藤方の雨水幹線、この3つの大型事業は、新設された補助金の獲得に動いたことが功を奏し、早期完成の目途がつけました。

これからも、市民生活の利便性の向上と経済発展の基盤となる公共投資を安定的に続けるために、あらゆる知見を活用して財源確保に努め、バランスのとれた財政運営を行ってまいります。

津市の障がい福祉

令和4年4月1日発行

障がい福祉課

☎229-3157 FAX 229-3334

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人などに、津市が実施している障がい福祉サービスや自立支援医療についてお知らせします。利用するには、事前の申請が必要です。

実施している障がい福祉サービス

交通サービス

津市視覚障害者タクシー料金助成事業

対象 市内に住所がある20歳以上の在宅の人で、身体障害者手帳の障がい名が視覚障がい、障がい程度が単体の等級で1級の所得税非課税の人

助成額 1カ月につき700円の乗車券4枚を申請月から助成

※毎年申請する必要があります。津市障害者等交通サービス支援事業の利用者は対象外です。

津市障害者等交通サービス支援事業

対象 市内に住所があり、通院・通学のためにタクシーや自家用車、公共交通機関を月1回以上利用する人で、次のいずれかに該当する所得税非課税の人 ※障がい児は保護者が所得税非課税の人

- 身体障害者手帳1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級

対象にならない場合

- 上記のいずれかに該当しなくなったとき
- 所得税が課税されたとき
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れたとき
- 入院または施設に入所したとき

助成額 通院・通学1回につき1,000円(1カ月4回まで)
※津市視覚障害者タクシー料金助成事業の利用者は対象外です。

その他のサービス

視覚に障がいのある人のためのサービス

声の広報 18歳以上で、身体障害者手帳の障がいの程度が視覚障がい1～4級の人を対象に、「広報津」「つ市議会だより」「暮らしの情報」などをCDに収録して郵送します。

点字広報 視覚に障がいがあり希望する人に、広報津を点訳し配布します。

自立歩行生活訓練事業 重度の視覚障がいがある人の自立生活に向けた、ほくじょう白杖歩行や日常生活用具などの使用訓練を行います。

津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業

対象 医師の意見書で常時紙おむつ等の使用が必要と認められる、市内に住所のある3歳以上65歳未満の重度障がいのある在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が単体の等級で1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

対象にならない場合

- 入院・入所している人
- 市民税の所得割が46万円以上の世帯
- 生活保護を受けている人
- 日常生活用具給付事業で、ストーマ用具または紙おむつの給付対象となる人

助成額 市民税非課税世帯は1カ月5,000円まで、市民税課税世帯は1カ月4,500円まで

障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのと」

障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの成長の記録ができる冊子です。無料で配布していますので、詳しくはお問い合わせください。



対象 市内に在住・在学で18歳以下の障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者

津市地域障がい者相談支援センター

(津センターパレス3階)

障がいのある人やその家族などの各種相談に応じます。(☎272-4554、FAX 253-1645)

相談時間 月～金曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く)

津市障がい者虐待防止センター

(津センターパレス3階)

家庭や職場、施設などで障がいのある人への虐待行為を見たり聞いたりしたら、電話またはファクスで津市障がい者虐待防止センター(☎264-7002、FAX 253-1646、津市基幹障がい者相談支援センター内)へ通報してください。通報者の秘密は守ります。

障がい福祉に係る手当・年金

令和4年度から次の手当額(月額)を変更します。

手当の種別		令和3年度	令和4年度
特別児童扶養手当	1級	5万2,500円	5万2,400円
	2級	3万4,970円	3万4,900円
障害児福祉手当		1万4,880円	1万4,850円
特別障害者手当		2万7,350円	2万7,300円
経過的福祉手当		1万4,880円	1万4,850円

特別児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当し、市内に住所のある身体または精神に中度以上の障がいを持つ20歳未満の児童を家庭で養育している人

- ・身体障害者手帳1～3級および4級の一部
- ・療育手帳A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)およびB2(軽度)の一部
- ・上記の手帳を所持せず、障がいの程度が同等の人

対象にならない場合

- ・上記のいずれかに該当する児童が施設に入所しているとき、または障がいを理由とする公的年金を受給しているとき
- ・本人・配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えているとき
- ・診断書により認定基準に該当しないとき

障害児福祉手当

対象 次のいずれかに該当し、市内に住所のある身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人

- ・身体障害者手帳1級および2級の一部
- ・療育手帳A1(最重度)
- ・上記の手帳を所持せず、障がいの程度が同等の人

対象にならない場合

- ・上記のいずれかに該当する人が施設に入所しているとき、または障がいを理由とする公的年金を受給しているとき
- ・本人・配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えているとき
- ・診断書により認定基準に該当しないとき

特別障害者手当

対象 次のいずれかに該当し、市内に住所のある

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の人

- ・身体障害者手帳1～2級程度の障がいの重複
- ・上記の手帳を所持せず、障がいの程度が同等の人

対象にならない場合

- ・上記のいずれかに該当する人が施設に入所しているとき、または病院・診療所に継続して3カ月を超えて入院しているとき、または一定以上の所得があるとき
- ・診断書により認定基準に該当しないとき

津市中心身障害児福祉年金

対象 次のいずれかに該当し、市内に住所のある3歳以上20歳未満の重度障がい児を在宅で養育している人

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・療育手帳A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)

対象にならない場合

- ・上記のいずれかに該当する人が障害児福祉手当を受給しているとき、または施設に入所しているとき

支給額 障がい児1人につき月額7,000円

津市重度心身障害者等介護手当

対象 次のいずれかに該当し、市内に住所のある20歳以上の重度の障がい者など同一の生活を営み、常時介護を行う人

- ・身体障害者手帳の障がい名が上肢・下肢・体幹機能障がい、または視覚障がい、または障がい程度が単体の等級で1級
- ・療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・介護保険の要介護状態区分が要介護4または5

対象にならない場合

- ・上記のいずれかに該当する人が特別障害者手当または経過的福祉手当を受給しているとき、または施設に入所しているとき
- ・介護者が上記のいずれかの障がいを有したとき
- ・所得税課税世帯

支給額 障がい者など1人につき月額3,000円

自立支援医療

自立支援医療には育成医療、更生医療、精神通院医療があり、所得に応じて自己負担額に上限が設けられています。

育成医療・更生医療

対象 身体障がい者などがその障がいを除去・軽減する手術等の治療により、日常生活能力や社会

生活能力などの回復を図り、その効果が確実に期待できる人

精神通院医療

対象 精神障がい治療のため、医療機関で外来治療を受けている人



休日や夜間に急病になったとき 市の応急診療所のご案内

令和4年4月1日発行
地域医療推進室

☎229-3372 FAX 229-3018



市内3カ所にある津市の応急診療所

休日や夜間に急な発熱、腹痛、下痢などの症状で困ったときのために、津地区医師会・久居一志地区医師会・津歯科医師会・津薬剤師会などの協力の下、市内3カ所で応急診療所を開設しています。

応急診療所	診療科目	診療日	診療時間
津市応急クリニック 西丸之内37-8(お城西公園西隣) ☎229-3303	内科	毎夜間	19時30分～23時 (受け付けは19時30分～22時30分)
		日曜日、祝・休日、12月31日～1月3日	10時～12時 13時～16時
津市久居休日応急診療所 久居本町1400-2(久居一志地区医師会館内) ☎256-6207	内科	日曜日、祝・休日、12月31日～1月3日	10時～12時 13時～16時
津市子ども応急クリニック・休日デンタルクリニック 大里窪田町327-1(三重病院敷地内) ☎236-5501 ※小児科はおおむね16歳未満の人が対象 ※デンタルクリニックとは、歯科診療所のこと	内科	毎夜間	20時～23時 (受け付けは19時30分～22時30分)
		日曜日、祝・休日、12月31日～1月3日	10時～12時 13時～16時
	歯科	祝・休日(1月1日、日曜日と重なる日を除く)、 1月2日、5月3日～5日	10時～12時
		12月31日	10時～12時 13時～16時

※津市応急クリニックと津市子ども応急クリニック・休日デンタルクリニックの夜間診療の受付時間を4月1日から変更します。
受診を希望する人は、受付時間内にお越しください。



受診時の持ち物

- 健康保険証(75歳以上の人は後期高齢者医療被保険者証)
※保険証がないと診療代金は全額自己負担となります。
- 健康保険高齢受給者証(70～74歳の人のみ)
- 子ども医療費などの福祉医療費受給資格証(該当する人のみ)
- 診療代金 ※休日・夜間のため割増加算されます。
- 使用中の薬があれば、「お薬手帳」などの薬の内容が分かるもの





応急診療所を利用する際の注意事項

- なるべく電話をしてから受診しましょう
- 応急診療所は、比較的軽症な患者の
応急的な治療・処置を行うところ

専門的な治療、経過観察が必要な検査などは行っていない(点滴・エックス線撮影は不可)。気になる症状があるときは、昼間の診療時間内にかかりつけの医師を受診し、休日や夜間の対処方法などについて相談しましょう。



- 薬は原則、1日分のみの処方

休み明けには必ずかかりつけの医師の診察を受けましょう。

- 安易に休日や夜間に受診することはやめましょう

「平日は仕事があるから」「明日の診察でもいいくらいの状態だけでも、夜でもやっているから」「待ち時間が短そう」などの理由で、受診するのは控えましょう。



「かかりつけ医」を持ちましょう

かかりつけ医とは、病気になったときに気軽に相談ができる身近な医師のことです。いつも同じ医師が診察するので信頼関係が深まり、またあなたの体質や病歴を把握しているので、精密検査や高度な治療が必要となる場合は専門病院を紹介してくれるなど、適切な処置を受けることができます。特に幼い子どもやお年寄り

のいる家庭ではかかりつけ医を決めて、急に具合が悪くなったときに備えて日頃から相談できるようにしておくことが大切です。

体の不調を感じたときは早めにかかりつけ医に相談し、適切なアドバイスを受けましょう。



覚えておく便利な電話案内

応急手当での方法や何科を受診すればいいかわからないとき、健康に関する相談をしたいときは…

津市救急・健康相談ダイヤル24 24時間年中無休

フリーダイヤル ☎️ **0120-840-299** ※通話料・相談料無料

医師や看護師など専門スタッフが相談にお答えします。



受診可能な医療機関を知りたいときは…

三重県救急医療情報センター 24時間年中無休

コールセンター **229-1199**

救急医療情報ネット

PC・スマートフォン版 <https://www.qq.pref.mie.lg.jp/>

携帯電話版 <https://www.qq.pref.mie.lg.jp/k/>



子どもの急な病気や事故・薬に関する相談をしたいときは…

みえ子ども医療ダイヤル

電話番号 **#8000** または **232-9955**

利用時間 毎日19時30分～翌朝8時

対象 18歳未満の子どもとその家族

医療関係の専門相談員が相談にお答えします。



環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和4年4月1日発行

令和4年 第2号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354



気候変動をストップさせよう！

原因は「温室効果ガス」

近年、日本国内においてゲリラ豪雨、大型台風による水害や猛暑日の増加など、気候に関するニュースを目にすることが増えました。このように過去の天候に比べ比較的短期間で気候が変化することを「気候変動」といいます。

この気候変動は二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出による地球温暖化が、原因の一つとされています。

産業革命後、日本では19世紀末から平均気温が1℃以上上昇しています。今後、現在の状況で温室効果ガスを放出し続けた場合、21世紀末には平均

気温が4℃以上上昇するといわれています。気温の上昇により、災害の増加や農作物・水産物などの不作・不漁、自然環境の変化、人体への健康被害など、さまざまな影響が考えられます。

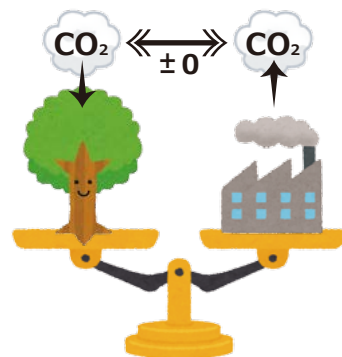


このような未来を迎えないためにも、日本をはじめ世界中の国が地球温暖化防止のために「カーボンニュートラル」を目指して温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

カーボンニュートラルとは？

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにすることをいいます。「排出を全体として実質ゼロ」というのは、生活する上で発生する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林の二酸化炭素の吸収などによる「吸収量」を差し引いて、実質的にゼロにすることを意味しています。

政府は「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度と比較して46%削減すること」「2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すこと」を表明しました。この目標を達成するには、石油・石炭などの炭素(カーボン)に依存した社会活動からの移行・脱却が必要になります。



津市の取り組みは？

津市では今までに新エネルギー利用設備設置費補助事業(太陽光発電・小型風力発電・エネファーム)をはじめとする、さまざまな気候変動・地球温暖化対策事業を実施してきました。

今後も市民の皆さんや事業者と連携し、環境に配慮した賢い選択と行動を実施することや、「豊かな

自然と都市機能が共存する津市」という地域のポテンシャルを生かした取り組みを加速することにより、カーボンニュートラルの実現に向け取り組んでいきます。皆さんも省エネ、ごみの減量化、公共交通機関の利用など、日常的にできる気候変動・地球温暖化対策にご協力ください。



令和4年度は、
みんなが参加できる
脱炭素のキャンペーンを
実施するよ！



堆肥化で
ごみ減量！



省エネ





》ごみ一時集積所設置等事業補助金制度のご案内

》4月1日から制度内容を一部改正します

家庭ごみ一時集積所を清潔に維持管理する自治会活動を支援するため、自治会が行うごみ一時集積所の設置または改修等の工事に要する費用を一部補助しています。4月1日から制度内容を以下のとおり一部改正します。

改正点

- 交付限度額を集積所の容積に応じて段階的に設定
- 大規模集積所の設置等には交付限度額を引き上げ
- 電気・給排水設備等の付帯工事費を新たに補助対象に追加 など



補助対象

自治会が管理するごみ一時集積所の設置または改修等の工事

改正ポイント

「電気・給排水設備等設置費用」「旧集積所撤去・処分費用」を新たに補助対象経費に追加しました。

補助率

補助対象経費の3分の1

交付限度額

集積所の容積に応じて、11段階に設定(最高40万円)

改正ポイント

一律15万円としていた限度額を、「建築」と「既製品の購入」の各場合に応じて段階的に設定し、大規模集積所の限度額を引き上げました。

交付対象額

1万円以上の設置または改修等の工事

改正ポイント

補助対象下限額を5万円以上としていた改修等の工事についても、設置工事と同じ1万円以上に引き下げ、対象の範囲を拡大しました。

経過年数要件

対象の集積所が過去に当該補助金の交付を受けたことがある場合、過去に交付を受けた設置または改修等の工事完了日から10年が経過していること(交付を受けた工事の補助対象経費が10万円未満の場合は5年)

改正ポイント

集積所の耐用年数の実情に応じた年数としました。

申請前に着工(集積庫や資材の購入を含む)した場合、補助の対象になりません。必ず事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、必要な書類を添えて申請してください。

なお、令和4年度の申請受け付けは市議会の令和4年度当初予算の議決を経た後、4月1日(金)から開始します。予算の範囲内での交付となりますので、早めにご相談ください。



》ごみ一時集積所の新設・変更・廃止の届け出

家庭ごみ一時集積所を新設・変更(位置、収集品目の変更など)・廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課と各総合支所地域振興課にありますので、お問い合わせください。

事前相談・お問い合わせ

津地域…環境事業課(津市リサイクルセンター管理棟1階、☎237-5311)
その他の地域…各総合支所地域振興課



総合支所一覧